

お知らせします

紙上からお礼申し上げます

生活基盤の整備や福祉事業などのため、次の方々からご寄付をいただきました。紙上からお礼申し上げます(敬称略)。河野百合子、NECインフロンティア東北(株)代表取締役社長加登達也、深尾丞、上平謙二、山谷林、白石経済交流プラザ'89代表 齋藤昭、平成17年度白石東中学校卒業生一同 代表 安達 直人、佐藤君子



▲市内8カ所の保育園に玩具や遊具を寄贈 (NECインフロンティア東北)

住民基本台帳カード交付時の本人確認が厳しくなりました

☎市民課 ☎22-1312

偽の運転免許証を使用した住民基本台帳カード(住基カード)の不正取得が各地で多発。住基カードの不正取得を未然に防ぐため、交付時の本人確認が厳しくなりました。

■交付時の確認方法

①運転免許証・パスポートなどの官公署発行の顔写真付き証明をお持ちの方は、健康保険証や年金手帳、介護保険証などの書類を1点追加

市民課・税務課・収納管理室・健康推進課の窓口時間を延長します

●18時までの時間延長期間

3月23日(水)~25日(金)
28日(月)~30日(水)

●休日窓口開設日時

3月27日(日)、4月3日(日)
9:00~16:00

※納税窓口は上記のほか、3月25日(金)・28日(月)の2日間、20時までご利用いただけます。

●窓口取り扱い内容 住民異動届(転入・転出・転居など)・国民年金・国民健康保険などの手続き、住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明・所得証明などの交付、納税相談など。

※内容により取り扱いできないものもありますので、お問い合わせください。本人確認のため運転免許証、保険証などをお持ちください。

☎市民課 ☎22-1312

税務課・収納管理室 ☎22-1313
健康推進課 ☎22-1362

原付きバイク・軽自動車などの廃車・名義変更手続きは3月中旬に

原付きバイクや農耕作業車、軽自動車などは、4月1日現在で登録されている方に1年分の軽自動車税が課税されます(※)。現在使用していない軽自動車などは、3月末までに廃車・名義変更の手続きを済ませると、平成23年度以降は税金がかかりませんので、忘れずに手続きをしてください。

※軽自動車税は、月割りで課税されたり、還付されたりすることはありません。

●車種別の手続き先

- ・原付バイクや農耕作業車など 税務課 ☎22-1313
- ・軽四輪・軽二輪など 軽自動車検査協会宮城主管事務所 ☎022-284-1368
- ・二輪小型自動車 東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011

司法書士による無料法務相談会

●日時 毎週水曜日(祝日を除く) 13:30~16:30

※事前予約が必要です。

●場所 仙南司法書士相談センター(大河原町大谷字町向100-9)

●予約・問い合わせ先 同センター ☎0224-53-7116

市民税・県民税の申告相談は3月15日(火)までです

高齢者ミヤコーバス乗車証を交付します

満70歳以上の方に、ミヤコーバス白石遠刈田線(福岡方面)の乗車証と乗車券を交付します。

乗車券交付枚数は1カ月当たり4枚(1乗車:100円負担)です。

※白石蔵王駅~白石駅前間をご利用の方は、市民バスきゅっするくん「白角線・大張線」をご利用ください。

●対象者

平成23年度内に満70歳以上となる方(昭和17年4月1日までに生まれた方)で、ミヤコーバス白石遠刈田線(福岡方面)を利用する方

●手続きに必要な物 印鑑

●申請日時・場所

場 所	日 時
市庁舎 2階第2会議室	3月30日(水)・31日(木)
	9:00~11:30、13:00~15:00
市庁舎 1階ホール	4月1日(金)、4日(月)
	9:00~11:30、13:00~15:00

※指定日に手続きできなかった方は4月5日(火)以降、市民課福祉窓口、長寿課で随時手続きできます。

☎長寿課 ☎22-1361

平成23年度固定資産縦覧帳簿を縦覧します

平成23年度の土地の所在や地番、地目、地積、評価額を記載した「土地価格等縦覧帳簿」と、家屋の所在や家屋番号、種類、構造・床面積、評価額を記載した「家屋価格等縦覧帳簿」を税務課で縦覧します。

縦覧の際は、免許証や納税通知書など、本人確認ができるものを持参してください。代理人の方は委任状も必要です。

●縦覧期間

4月1日(金)~5月31日(火)

※土・日・祝日を除く。

詳しくは、広報4月号をご覧ください。

☎税務課 ☎22-1313

毎月第3日曜日は「家庭の日」。家族みんなで過ごしましょう！今月は3月20日。

重度心身障害者移動サービス利用助成券を交付します

☎福祉事務所 ☎22-1400

心身に重度の障害がある方の社会参加を促進するため、移動サービス利用助成券を交付します。

次の助成内容のどちらか一方を選択してご利用ください。

●助成内容

- ・タクシー券 1カ月当たり3枚を助成(1枚500円分)
- ・燃料券 自動車の燃料費1カ月当たり1枚を助成(1枚1,000円分)

●対象者

- ①身体障害者手帳「1級・2級」の方、足(脚)に不自由があり障害部位別の等級が「3級」の方、内部障害(心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫障害、肝臓の機能障害)があり、障害部位別の等級が「3級」の方
- ②療育手帳「A」の方
- ③精神障害者保健福祉手帳「1級・2級」の方

※所得制限や市税納付状況などの条件があります。また、施設入所者や3カ月以上医療機関に入院している方、高齢者対象の外出支援サービス利用助成券を交付されている方を除きます。

●申請に必要な物

- ①印鑑、②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか、③自動車検査証、④運転免許証(③④は燃料券を選択した場合)

●申請受付開始日 3月25日(金)
助成券の利用は4月1日からです。申請が遅れると、1カ月単位で助成券の交付枚数が減りますので、ご注意ください。

●申請場所 福祉事務所(タクシー券は市民課福祉窓口でも申請可)

■燃料券希望時の注意事項

燃料券を希望する本人が、自動車を自ら運転しない場合は、次の要件が必要です。

- ①身体障害者手帳の種別が「1種」の方や療育手帳の種別が「1種」の方、精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方は、本人が自動車を所有し、本人の利用のために同居する家族が運転する場合
- ②療育手帳をお持ちの方や、18歳未満で身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、本人の利用のために、同居している家族の方が自身の所有する自動車を運転する場合

異動の時期は国民年金の届け出が必要です

結婚や就職、転職、退職などで国民年金に変更があった方は、2週間以内に手続きが必要です。詳しくは、

お問い合わせください。

☎大河原年金事務所 ☎0224-51-3113
市民課 ☎22-1312

■国民年金の手続き

変更前	異動内容	変更後	手続き場所	手続きに必要な物
第1号被保険者(学生・自営業者など)	就職して厚生年金などに加入したとき	第2号被保険者	勤務先	勤務先にお問い合わせください
	厚生年金などに加入している配偶者に扶養されるようになったとき	第3号被保険者	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先にお問い合わせください
	住所や氏名が変わったとき	引き続き第1号被保険者	市民課国民年金相談係	年金手帳・印鑑
第2号被保険者(会社員・公務員など)	60歳になる前に退職したとき	第1号被保険者	市民課国民年金相談係	年金手帳・印鑑・資格喪失証明書
	退職し、厚生年金などに加入している配偶者に扶養されるようになったとき	第3号被保険者	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先にお問い合わせください
	住所や氏名が変わったとき	引き続き第2号被保険者	勤務先	勤務先にお問い合わせください
第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)	就職して厚生年金などに加入したとき	第2号被保険者	勤務先	勤務先にお問い合わせください
	配偶者が退職したとき、または扶養されなくなったとき	第1号被保険者	市民課国民年金相談係	年金手帳・印鑑・資格喪失証明書

※日本国内に居住している20歳から60歳までの方は、国民年金の被保険者です。

3月の定例相談

Monthly Consultation

相談種別	日 時	会 場	電 話
人権擁護	3月15日(火)	10:00~15:00	市庁舎2階 第2会議室 生活環境課 ☎22-1314
行 政	3月15日(火)	10:00~15:00	市庁舎2階 第2会議室 生活環境課 ☎22-1314
無料法律	3月15日(火)	10:00~15:00	市庁舎3階 第3会議室 生活環境課 ☎22-1314
農 家	3月10日(木)	10:00~12:00	農林振興センター 農業委員会 ☎22-1256
精神保健福祉	3月1日(火)	9:30~12:00	健康センター(要予約) 健康推進課 ☎22-1362
もの忘れ	3月23日(水)	13:00~15:00	健康センター(要予約) 健康推進課 ☎22-1362
障 害 者	3月9日(水)・23日(水)	13:00~15:00	福祉プラザやまぶき 福祉事務所 ☎22-1400
補聴器巡回サービス	・リオン: 3月10日(木)・23日(水) ・ワイデックス: 3月29日(火)	13:00~14:00	市庁舎1階 東側和室 福祉事務所 ☎22-1400